

《運輸省(当時)通達によるサスペンション変更の取扱いについて》

2019年4月

去る1995年11月22日にいわゆる規制緩和の一環として、運輸省(当時)より以下の通達がなされました。株式会社ジャオスで販売しているBATTLEZサスペンションは、当社で想定している装着状態においては同通達に該当しておりますので、安心して車両に装着していただけます。

構造装置の軽微な変更時の取扱いについて

使用過程における自動車について、軽微な変更となる自動車部品の取り付けについては、**構造等変更に係わる諸手続きを簡素化し**、1995年11月22日から実施しました。この場合の軽微な変更とは、以下の2点となります

①自動車部品を装着したときに寸法（長さ、幅及び高さ）及び車両重量が一定範囲内である 場合。

> POINT: 軽微な変更範囲

	長さ	幅	高さ	車両重量
小型自動車・軽自動車	±3cm	±2cm	±4cm	±50kg
普通自動車・大型特殊自動車	±3cm	±2cm	±4cm	±100kg

②指定する自動車部品（以下「指定部品」とする）を、溶接またはリベット以外の取り付け方法により装着した場合。

> POINT: 指定部品の簡易な取付

上記①②のどちらかに該当している場合は、構造変更などの諸手続きが不要です。

なお、これらの軽微な変更となる自動車部品を装着した状態においても、道路運送車両の保安基準に適合していることが必要であり、これはユーザー様の責任において管理していただくこととなります。また、新規検査又は予備検査においては、検査時の状態で自動車の諸元を決定する従来どおりの取扱いとなります。

「指定部品(緩衝装置関係)」

コイルスプリング ショックアブソーバー タイヤ・ホイール ストラット ストラットタワーバー

注: 部品を変更して装着することにより走行中運転者席等において、車両姿勢を容易かつ急激に変化させることができるものであってはならない。

自動車部品を装着した場合の構造変更検査等における取扱いについて(依命伝達)・(1995年11月16日付け運輸省自動車交通局通達自技第234号・自整第262号)
国土交通省ホームページ 自動車検査・登録ガイドより抜粋(参照URL: <http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/kensa/kns05.htm>)

※一部改修・追記を加えています

サスペンションのリフトアップは、上記①「一定範囲」に制限されるのか?

- 上記の運輸省(当時)通達の②を根拠として、**コイルスプリング「指定部品(1)」によるリフトアップの場合には、①の「高さ」を超えるリフトアップであっても構造変更に係わる諸手続は不要**と考えられます。
- ラテラルロッド**については特に指定部品として書き出されてはませんが、本来、**車両の寸法・重量を変化させる部品では無い**ため、**問題は無い**と考えられます。